

实用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則
の解釈等の一部を改正する規程の一部改正について（案）
に対する意見公募の結果について

令和6年3月13日
原子力規制委員会

1. 概要

「实用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈等の一部を改正する規程の一部改正について（案）」について、意見公募を実施しました。

期 間： 令和5年12月14日から令和6年1月12日まで(30日間)

対 象：

- 实用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈等の一部を改正する規程の一部改正について(案)

方 法： 電子政府の総合窓口(e-Gov)及び郵送

2. 意見公募の結果

○提出意見数：14件¹

○提出意見に対する考え方：別紙のとおり

¹ 提出意見数は、総務省が実施する行政手続法の施行状況調査において指定された提出意見数の算出方法に基づく。なお、今回の意見公募において、提出意見に該当しないと判断されるものはなかった。

別紙

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈等の一部を改正する規程
の一部改正について（案）に関する提出意見及び考え方

令和6年3月13日

| No. | 提出意見 | 考え方 |
|-----|--|---|
| 1 | <p>標準応答スペクトルの取り入れのための「後段規制の経過措置の終期を定めるための規程の案」に反対します。</p> <p>意見1、そもそも「新知見を規制に反映させるバックフィット」とは言えず、2013年からわかっていた課題(宿題)の実施です。猶予期間はありません。</p> <p>規制委員会は「新知見を規制に反映させる、バックフィット」として実施したとしていますが、実態としては「基準地震動が大きくなり、多額の安全対策費用がかかるのが嫌で宿題の拒否を続けてきた事業者に、期限を切って実行させる」ことにしたという言葉が的確ではないでしょうか。</p> <p>規制委員会は再稼働を安全性より優先し、検討対象とした5地震の下から2番目の大きさの北海道留萌地震(Mw5.7)のみから基準地震動を決めたことに負い目があり、反省していたのでしょうか(5地震の中で一番大きいのは2011年長野県北部地震 Mw6.2でした)。</p> <p>再稼働を急いだため基準地震動が小さくて不十分でしたとも言えず、「新知見を規制に反映させる、バックフィット」を利用して事業者を実施させようとしたというのが実情と思います。</p> <p>※このことは規制委員会の会議議事録で確認できます。以下です。 令和2年(2020年)3月23日 原子力規制委員会 第73回臨時会議議事録の17ページよりより(下線は筆者)。</p> <p>○更田委員長 まず、標準応答スペクトル、これはいわゆる新規制基準と呼んでいるものを策定したときから、それから、適合性審査が始まったときから、事業者に対して「特定せず」(震源を特定せず策定する地震動)に関しては、データを収集して、提案なり、検討を促してきたところですが、石渡委員なども何度かCEO(経営責任者)に対して(原子力規制委員会と原子力事業者経営層による意見交換のための原子力規制委員会臨時会議(CEO会議)で)言及されていますが、待てど暮らせど提案も何もないので、しびれを切らした原子力規制庁が標準応答スペクトルの策定に動いて、～</p> | <p>➤ 本改正案は、令和5年度第48回原子力規制委員会(令和5年11月29日)において了承した方針(以下「委員会方針」という。)を踏まえ、標準応答スペクトルの取り入れのための設計及び工事の計画の認可及び使用前確認(以下「後段規制」という。)に係る経過措置の終期を定めるため、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈等の一部を改正する規程(原規技発第2104216号。以下「標準応答スペクトル取り入れのための改正解釈」という。)を改正するものです。</p> <p>➤ 委員会方針にも記載のとおり、標準応答スペクトルの取り入れに当たっては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 標準応答スペクトルと、(従来審査において確認してきた)留萌地震(2004年北海道留萌支庁南部地震)の応答スペクトルの間に大きな差はないことから、これまでの留萌地震を基にした基準地震動を用いた審査の結果を否定するものではない ● 標準応答スペクトルの規制への取り入れに当たっての考え方は、基準地震動の策定プロセスを改善するものであり、新しい標準応答スペクトルを用いた手法で評価を行った結果、基準地震動が見直される可能性はあるものの、施設・設備に対する規制上の要求レベルそのものを変更するものではない <p>ことから、即時に適用する必要はなく、一定の経過措置を設けることとしました。</p> <p>➤ その経過措置については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 設置変更許可等については、改正前の解釈に基づく基準地震動の審査状況にかかわらず、改正解釈の施行日から3年間(令和6年4月20日まで)の経過措置期間を設ける ● 後段規制については、改正後の解釈に基づく設置変更許可等の審査が進み、各施設への影響の詳細や工事の規模・見通し等が明らかになった時点で、改めて経過措置の終期を定めることとし、令和3年度第5回原子力規制委員会(令和3年4月21 |

| No. | 提出意見 | 考え方 |
|-----|--|--|
| 2 | <p>意見2、九電は準備期間が十分にあったにもかかわらず、工事をやらずに済むように、「説明できない新たな地下構造モデル」をつくって約2年8ヵ月ほど無駄に時間を浪費しました。</p> <p>本変更については、少なくとも後段規制の猶予期間は、定期検査時の工事のみを前提とした5年間ではなく、運転を停止した状態での2年4ヵ月にすべきです。</p> <p>新たな地下構造モデルではなく既許可の地下構造モデルを使用することで、たった3ヵ月で基準地震動はおおむね妥当とされました。同じことをしていれば、2024年7月の運転開始から40年を迎える前に、安全対策工事は終わっていた可能性があると考えます。標準応答スペクトルの策定を前提とした震源を特定せず策定する地震動に関する検討チーム会合が平成30年(2018年)1月25日から令和元年(2019年)8月7日まで11回、公開で開催されています。九電には準備期間が十分あった、ということは規制委員会も認識し、発言もあります。</p> <p>たとえば2023年(令和5年)2月24日 令和4年度原子力規制委員会第77回臨時会議議事録 7ページより (山中委員長)私の方から発言させていただきますと、標準応答スペクトル、これが導入決定されて、非常に長い時間があつたにもかかわらず、九州電力の準備不足というのは否めないところかなと私は思っています。</p> | <p>日)において、標準応答スペクトル取り入れのための改正解釈を決定しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ その後、標準応答スペクトルの取り入れに係る設置変更許可等の審査の進捗を踏まえ、第4回震源を特定せず策定する地震動(スペクトル)の規制導入の経過措置に係る意見聴取会(令和5年11月2日。以下「第4回意見聴取会」という。)において、事業者等から施設への影響の詳細や工事の規模・見通し等を聴取したところ、第4回意見聴取会における聴取結果や設置変更許可等の審査等を踏まえても、上記の考え方を覆す必要が生じるほどの特別の事情は認められないことから、引き続き当該考え方に則り、後段規制の経過措置の終期を定めることとしました。 ➤ 具体的な後段規制の経過措置に係る終期については、継続的な安全性向上の観点から標準応答スペクトルの取り入れに係る対応は合理的期間内に完了する必要があることを踏まえつつ、第4回意見聴取会において事業者等から聴取した施設への影響の詳細及び対応に要する期間の見通しや、規制当局として審査・検査に要すると見込まれる期間等も勘案し、設置変更許可等の経過措置の終期(令和6年4月20日)から5年後の令和11年4月19日以後最初の定期事業者検査の終了日とすることとしています。 ➤ 以上より、原案のとおりとします。 |
| 3 | <p>意見3、規制委員会による技術基準を5年間守らなくて良い、運転を停止させる必要はなく定期検査期間ごとに工事をするので良いという考えは、九電が意見聴取会で提出したスケジュールをほとんどそのまま受け入れるもので、安全規制の基本を自ら否定することです。</p> <p>技術基準は建前であり、守る必要がなく、電力会社の事情によりどうとでもなるもの、という考えは自殺行為です。九電が基準地震動を小さくしようとして審査期間が長期化したのですから、そのようなことに規制側が協力すべきではありません。規制委員会、規制庁</p> | |

| No. | 提出意見 | 考え方 |
|-----|---|---|
| | を九電が安全性を確保するために必要な組織として尊重しているとは思えません。 | |
| 4 | 安全性に関わることに経過措置期間を設けるべきではない。 | |
| 5 | 経過措置は必要ありません。安全は必須条件です。安全が確保されないなら原発を動かす必要は皆無です。 | |
| 6 | <p>意見 5、標準応答スペクトルは過小評価ですが、そのりゆうの1つは対象とする地震です、早急で適切なレベルアップ(ブラッシュアップ)をすべきです。</p> <p>(1)緊急性がないので5年間安全対策工事が終わらなくても良いということは、6年後までは過小評価の基準地震動を超える地震が発生しない、以後は発生する可能性があるという根拠を示す必要があると思います。</p> <p>安全性の向上のためであって必要性はない工事というのではなく、このままだと耐震性不足で事故が起きると思っているから標準応答スペクトルを作成し指示したと正直に説明すべきだと思います。</p> <p>(2)対象とした地震動の全てをカバー(最大包絡)していないため、小さなものになっています。発生頻度が低いとして大きな地震動を無視(非超過応答確率別スペクトルを97.7%と設定、つまり2.3%は標準応答スペクトルを超えています)していますが、起きる可能性は否定できないと思います。対象としたすべての地震動をカバーした、より信頼性の高い基準地震動にすべきです。</p> <p>(3)検討対象とする地震が小さい。Mw5.0~6.5程度ではなく能登半島地震 Mw7.6 も入れて、標準応答スペクトルの「ブラッシュアップ」をすべき。今年の1月1日に発生した能登地震は、未知の活断層が動いてマグニチュード7.6の地震となりました。規制庁は新しい記録を追加してブラッシュアップと言っているのですから、ただちに実行すべきです。</p> <p>(4)内陸地殻内地震の観測記録(Mw5.0~6.5程度)の地震を収集して、検討対象としているとのことですが、1月1日に発生した能登</p> | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 標準応答スペクトルの取り入れに係る経過措置の設定の考え方については、No. 1~5の提出意見への考え方を参照してください。 ➤ 標準応答スペクトルは、震源を特定せず策定する地震動のうち全国共通に考慮すべき地震動として策定したものであり、その策定に当たっては、地域的な特徴を極力低減させて普遍的な地震動レベルを設定するために、地表に明瞭な痕跡が見られない地震(Mw6.5程度未満)として、推定誤差等を考慮し、Mw5.0~6.6の震源近傍の多数の地震観測記録(89地震)を統計処理しています。 ➤ また、標準応答スペクトルの策定に当たっては、検討の対象とした地震動が地盤特性や解析・処理に係る不確実さを含むこと、個々の観測記録(スペクトル)には大きな山谷がある一方標準応答スペクトルの策定の基としている非超過確率別応答スペクトルは周期ごとに対応する応答値を算出してそれをつなげていることから、保守的なスペクトルレベルとなっていると考えられることを踏まえ、検討対象の地震動記録を最大包絡する考え方はとらないこととしています。 ➤ 標準応答スペクトルの策定手法については、類似した震源像の地震又は評価手法を採用している他分野の事例も踏まえて検討を行ったものであり、また、策定した標準応答スペクトルの妥当性については、地震動の年超過確率との対応や、距離減衰式等の他の手法による応答スペクトルとの比較により、科学的・技術的に妥当なものとして判断しています。 ➤ なお、留萌地震を基にした地震動は、地域特性はあるものの、周期帯によっては標準応答スペクトルに基づく基準地震動を上回る場合 |

| No. | 提出意見 | 考え方 |
|-----|---|--|
| | <p>半島地震について「政府の地震調査委員会は2日の臨時会で、北東から南西に延びる約150キロの活断層がズレ動いたとの見解を示した。この活断層について、東大名誉教授の平田直委員長は「知られている活断層ではない」と断じた。」との報道があります。未知の内陸地殻内地震であると1月10日の規制委員会で石渡委員も発言しています。</p> <p>以上</p> | <p>があり、当該評価には一定の効果があると考えられる等のことから、標準応答スペクトル取り入れ後において、標準応答スペクトルの評価に加えて留萌地震による評価も併せて求めることとしています。</p> <p>➤ より詳細な標準応答スペクトルの策定に係る考え方については、「全国共通に考慮すべき「震源を特定せず策定する地震動」に関する検討報告書」（令和元年8月7日）を参照ください。</p> |
| 7 | <p>耐震工事と検査を終了後、稼働を許可すべきです。安全上重要な設備機器の耐震工事が終了し、新たな基準地震動に耐えることが検査ではっきり確認してから、稼働を許可すべきであり、それが原子力規制のあり方ではないでしょうか。能登半島地震を見てもわかりますが、この国ではいつどこで大地震が発生するかわかりません。地震予測ができない現在であり、耐震工事をしながら稼働を容認することは許されません。原子力規制の原点に戻り判断してください。</p> | <p>全国共通に考慮すべき「震源を特定せず策定する地震動」に関する検討報告書（令和元年8月7日） https://www.nra.go.jp/disclosure/committee/youshikisya/tokuteiseizu_jishindo/houkoku.html</p> <p>➤ 標準応答スペクトルについては、安全研究の一環として、新たに発生した地震のうち対象となるものの観測記録を収集・解析し、定期的にその妥当性を確認しており、その結果必要が生じた場合には、見直しを検討することとしています。</p> |
| 8 | <p>震源を特定せず策定する地震動の標準応答スペクトルの取り入れのための設計及び工事の計画の認可及び使用前確認に係る経過措置の終期を定めるため改正について</p> <p>1. 能登半島で頻発する地震からも明らかのように日本列島が地震活動期にある。経過措置の間に過小評価が明らかになった従来の基準地震動を超える地震が発生するおそれもあることから、経過措置を設けるべきではない。検討や対策は、原子力施設の稼働を止めたくて行うべきである。</p> <p>2. 令和6年能登半島地震について、未知の断層が動いた、活断層の見落としがあった、断層を短く切り縮める過小評価があった、といった指摘がされている。いずれにしろ各地の原子力施設の稼働を止めたくて活断層評価の総点検を行い、震源を特定せず策定する地震動についても必要な見直しを図るべきである。</p> | <p>➤ また、令和6年能登半島地震に関する知見については、関係機関等における調査・分析等の状況も踏まえつつ、原子力規制委員会としても調査を進めているところであり、反映すべき知見が得られた場合には、バックフィット等の必要な対応をとることとなります。</p> <p>➤ 以上より、原案のとおりとします。</p> |
| 9 | <p>深刻な被害をもたらしている能登半島地震は、まだ進行中である。しかし、既にこれまでの想定を越え、予想していなかった事態が起</p> | |

| No. | 提出意見 | 考え方 |
|-----|---|-----|
| | <p>きている。志賀原発の場合、もしこれが運転中であつたらと思うとぞっとする。</p> <p>どの原子力施設でも、能登半島地震を踏まえた上で安全を確認した上でないと、経過措置の間に従来の基準地震動を超える地震が発生するおそれもある。よって、経過措置を設けるべきではない。</p> <p>原子力施設を止めたうえで活断層評価の総点検を行い、震源を特定せず策定する地震動についても必要な見直しを図るべきである。原発の運転を最優先することは、絶対に避けるべきである。</p> | |
| 10 | <p>2024年1月1日に発生した能登半島地震により、北陸電力志賀原発は、外部電源を受電する変圧器が故障し、一部外部電源が使用できない状態が現時点（1月12日）まで続いている。</p> <p>研究者によれば、今回の能登半島地震を引き起こした断層の両端で新たな地震を起こす恐れのある応力蓄積が起きていると指摘されている。</p> <p>続けて今回と同程度かそれ以上の揺れに襲われた場合に、現在使用できている外部電源を失う恐れもある。</p> <p>今回の地震は、旧来の基準地震動をほとんどの周期では下回る揺れだったとされているが、それでも外部電源の変圧器は壊れた。</p> <p>外部電源が容易に失われるようなことはあってはならず、最大限の想定と対策を措置しなくてはならないのに、外部電源の多系統化も足りておらず、また、耐震性も脆弱であった。</p> <p>なお、非常用ディーゼル発電機等の手段があるからといって、外部電源の健全性確保をおろそかにしてはいけないことは深層防護を取り入れた原子力規制のあり方からしても言うまでもない。</p> <p>そして、地震がいつ、どのくらいの規模でどのように当該原発を襲うかどうかについて、誰も予測ができないことも事実である。</p> <p>このことを鑑みれば、標準応答スペクトルの取り入れのための設計及び工事の計画の認可及び使用前確認に係る経過措置は設けるべきではなく、新知見等を認定したならば速やかに原子炉の停止を命じた上で対策を求めるべきである。</p> | |

| No. | 提出意見 | 考え方 |
|-----|---|-----|
| 11 | <p>設置許可基準規則解釈等の一部を改正する規程の一部改正について（案）</p> <p>5年間の経過措置期間を設けるべきではない。</p> <p>理由：2011年の東北地方太平洋沖地震、今回の2024年1月の能登半島地震、いずれも1000年に一度の巨大地震が多発している。また、2016年には熊本地震が起き、日本列島は大地動乱の時代にあると言える。地震の予知は困難で、経過措置期間中に起きる可能性が否定できない。例えば、川内原発では定期検査ごとに安全対策工事を実施するという悠長な対応である。このような対応は認められない。</p> | |
| 12 | <p>「標準応答スペクトルの取り入れのための設計及び工事の計画の認可及び使用前確認に係る経過措置」は設けるべきではありません。</p> <p>新知見等を認定したら速やかに原発停止を命じた上で対策を求めるべきです。</p> <p>また今回の能登地震でもいままでの想定外のことがいろいろ起きていて、まだ全貌も解明できていません。</p> <p>群発地震と深部流体の影響、4mにもなる地盤上昇などなどわからないことが起きているのですから、新知見がまだこれから見つかる可能性が高いです。経過措置とは逆に新知見が確定し、実際に反映されるまでは原発の再稼働を認めるべきではないです。</p> | |
| 13 | <p>資料1のp10から「4. 今後の対応方針（委員会了承事項）」について</p> <p>今年1月1日、能登半島でマグニチュード7.6の直下型地震が発生し、この文書が作成された昨年とは状況が異なる。</p> <p>これまで、直下型地震は原発に起こらないことを前提としており、志賀原発の地下に活断層が見つかりながらも再稼働をしようとしていたところ、直下型地震が起こった。</p> <p>これは、電力会社も規制委員会・規制庁も全く予測できていなかったということである。</p> | |

| No. | 提出意見 | 考え方 |
|-----|---|--|
| | <p>もはや、対策工事完了まで5年どころか1年の猶予も与えることは許されない。</p> <p>安全な規制をする側として、基準を満たしていない施設は直ちに停止させて対策工事をさせるか、工事できないものは廃炉とすべきである。</p> <p>また、2007年の北陸電力がした地震解析に今回の地震力を当てはめると、今回の地震動で制御棒が曲がっている可能性が高いが、志賀原発は運転休止中のため大事に至らなかった。これらを鑑みても、川内原発は耐震工事完了まで運転を休止すべきである。</p> | |
| 14 | <p>意見 4、九電の運転期間 20 年延長認可は標準応答スペクトルにより大きくなった基準地震動での評価でなく、2014 年の小さな基準地震動によるもので、安全最優先とは無縁の対応です。</p> <p>運転期間延長の審査と標準応答スペクトルを考慮した地震動の審査は別々の審査会合で行われ、延長認可は 2023 年の 11 月 1 日にされましたが古い基準地震動で耐震性が確認されたもので、新たな基準地震動は約 2 ヶ月前の 7 月 28 日におおむね妥当とされていましたが無視されました。福島原発事故の反省はどこにいったのでしょうか。</p> <p>実は山中委員長は 2023 年の 3 月 1 日の記者会見では、基準地震動が決まらなければ運転延長の審査もできないという趣旨の発言をしていました。原子力規制委員会記者会見録 日時:令和 5 年 3 月 1 日(水) より一部抜粋。</p> <p>○記者 重ねて伺います。手続は別だと、二つの審査の手続は別だと承知しておりますけど、その Ss(基準地震動)の特定のほうの審査ができなければというか、なれば、その 40 年超の審査のほうの許可というか、認可ですね、これもできないということになるということですか。</p> <p>○山中委員長 私はそう理解しております。プラント側への審査に影響を及ぼすのであれば、当然その運転延長の認可の審査にも影響が出るというふうな理解をしています。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 標準応答スペクトルの取り入れに係る経過措置の設定の考え方については No. 1～5 の提出意見への考え方を参照してください。 ➤ 川内原子力発電所 1 / 2 号炉の運転期間延長認可については、その処分時点（令和 5 年 1 月 1 日）において、標準応答スペクトルの取り入れの経過措置期間中であることから、当該処分時点において適用されている実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成 2 5 年原子力規制委員会規則第 6 号。以下「技術基準」という。）及びその解釈、すなわち、標準応答スペクトルの取り入れ前の技術基準及びその解釈に基づき、基準適合性を判断しています。 |

| No. | 提出意見 | 考え方 |
|-----|--|--|
| 15 | <p>別表 附則 3のところ 経過措置期間を設けていることは不当だと思います。 安全対策工事が終わらないうちに、川内原発を稼働させることは安全に留意した措置ではない。 そもそも原子力規制委員会は、標準応答スペクトルによって川内原発 1・2 号機の基準地震動が大きくなり、九州電力が川内原発の安全対策工事をしないうちに、20 年延長運転を認可すべきではなかったはず。 能登半島地震が物語っているように、日本は地震国であるのでその間に大地震が起こることも考えられるので、5 年間も猶予期間を設けるとは、安全を優先しているとは思えない。</p> | <p>➤ 標準応答スペクトルの取り入れに係る経過措置の設定の考え方については No. 1～5 の提出意見への考え方を、令和 6 年能登半島地震に関する知見については No. 6～13 の提出意見への考え方を、川内原子力発電所 1 / 2 号炉の運転期間延長認可については No. 14 の提出意見への考え方を、それぞれ参照してください。</p> |
| 16 | <p>標準応答スペクトルに係る後段規制の経過措置の終期と、長期施設管理計画の関係について、以下の理解でよいか確認したい。 まず、設計及び工事の計画の認可の手続き（必要に応じて使用前確認を含む）については、標準応答スペクトルに係る経過措置の終期までに完了していない場合は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）第 43 条の 3 の 23 第 1 項における「構造若しくは設備が第四十三条の三の六第一項第四号の基準に適合していないと認めるとき」に該当し、施設の使用の前提条件を満たさない。 一方、長期施設管理計画については、改正後の原子炉等規制法（以下「新原子炉等規制法」という。）第 43 条の 3 の 32 第 4 項により、認可を受けた長期施設管理計画の変更が必要となった場合は、原子力規制委員会の認可を受けなければならないが、その期限は標準応答スペクトルに係る経過措置の終期とは直接的には関係ない。ただし、長期施設管理計画の変更が必要となった場合は、速やかに手続きを行う必要がある。（新原子炉等規制法 43 条の 3 の 32 第 9 項により、原子力規制委員会が、発電用原子炉施設の劣化を適確に管理するため改めて劣化評価を実施させる必要があると認めるときなどには、必要な措置を命ずることができることとなっている。）</p> | <p>➤ 委員会方針のとおり、標準応答スペクトルの取り入れのための後段規制に係る経過措置の終期までに手続きを完了していない施設については、バックフィットに係る基本的な考え方（令和 4 年 1 月 30 日原子力規制委員会決定）に則り、使用の前提条件を満たさないものと判断することとしていますが、当該判断は、都度原子力規制委員会における審議を経た上で決定します。</p> <p>➤ 長期施設管理計画（脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 44 号）による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 43 条の 3 の 32 第 1 項に規定する長期施設管理計画をいう。以下同じ。）の認可を受けた後に、標準応答スペクトルの取り入れのための設計及び工事の計画（以下「設工認」という。）の認可を受けた事業者は、標準応答スペクトルの取り入れのための後段規制に係る経過措置の終期にかかわらず、速やかに、その設工認の内容に沿った同条第 5 項に基づく劣化評価の実施や、同条第 4 項に基づく長期施設管理計画の変更等の手続きを完了させる必要があります。</p> |

| No. | 提出意見 | 考え方 |
|-----|--|---|
| 17 | <p>「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈等の一部を改正する規程」の「等」が詳細には何規程を指すか解説を求めます</p> <p>実用炉の解釈規程と再処理の解釈規程は異なる解釈を制定するに至っているが、今回改正案は実用炉と再処理を同一の規程と扱い実用炉と再処理で項を分けた理由、特に何故実用炉の解釈規程改正案と再処理の解釈規程改正案を分けなかったのかの理由の解説を求めます</p> | <p>➤ 標準応答スペクトル取り入れのための改正解釈の「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈等」とは、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（原規技発第 1306193 号）、研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（原管 P 発第 1306192 号）、再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（原管研発第 1311275 号）、加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（原管研発第 1311271 号）、試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（原規研発第 1311271 号）、使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（原管廃発第 1311272 号）及び廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（原管廃発第 13112710 号）の 7 つの解釈を指します。</p> <p>➤ 本改正案は、委員会方針を踏まえ、標準応答スペクトルの取り入れのための後段規制に係る経過措置について、全施設一律の終期を定めるため、標準応答スペクトル取り入れのための改正解釈の附則を改正するものであり、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈や再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈などを個々に改正するものではありません。</p> |
| 18 | <p>別表の 1 枚目の改正後欄の下線部分の 2 行目「検査を終了した日」は「検査が終了した日」のほうがよい。法第 4 3 条の 3 の 1 6 第 3 項の「定期事業者検査が終了したとき」と同様に。</p> | <p>➤ 御意見を踏まえ、本改正案における改正後欄の附則第 3 項の「法第 4 3 条の 3 の 1 6 第 1 項の検査を終了した日」を「法第 4 3 条の 3 の 1 6 第 1 項の検査が終了した日」に修正します。</p> |